

国家戦略特区ワーキンググループ 沖縄県提出資料

(高校卒業保育従事者の保育士試験受験資格の特例)

令和6年7月30日



沖縄県

I 総論 (ニーズ、特例の方向性、現行制度について)

1 ニーズについて

現行 保育と関係のない専門学校でも在学2年目の者に見込み受験が認められている一方、保育現場で働き実践的な経験を積んでいる勤務2年目の者に見込み受験が認められていない。



<社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部及び沖縄県私立保育園連盟>

高卒保育従事者がもっと早く受験できるようになれば、従事者にとって良いことであり、園としても保育士確保の観点から望ましい。

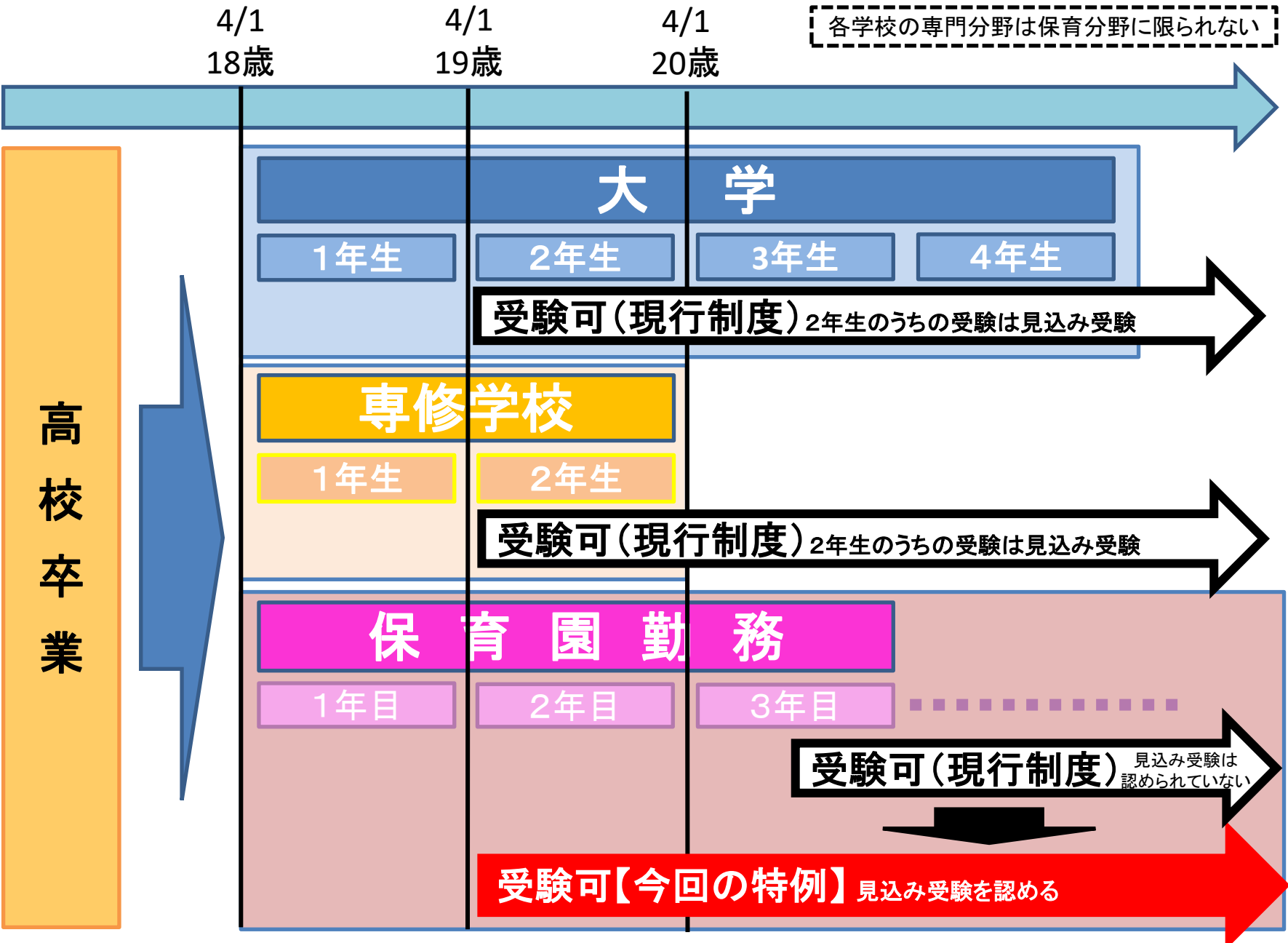
○沖縄県の令和5年の待機児童数は411人(4月1日時点)、高卒者の受験者数は延べ約100名

2 特例の方向性について

高卒保育従事者にも(短大在学者等に認められている)見込み受験を認める

効果 保育士試験の受験機会の拡大が図られ、新規保育士確保に資することが見込まれる

3 特例の概要



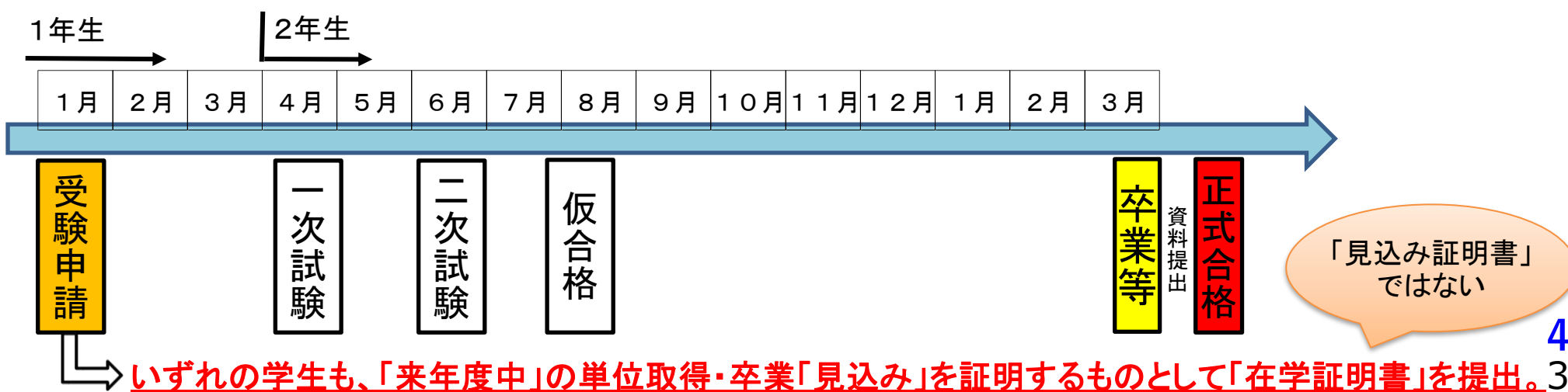
4 受験資格についての現行規定

	大学	短大	高専	専修学校 ・各種学校	高校
省令 ↓ 告示	2年以上在学かつ62単位修得	卒業	—	卒業かつ 2年以上の実務経験	
	1年以上在学かつ <u>年度中に</u> 62単位以上修得見込み	<u>年度中に</u> 卒業見込	<u>年度中に</u> 卒業見込み	規定なし	
	見 込 み 受 験 が 可 能				見込み受験 不可

- ※ 各学校の専門分野は保育分野に限られない。
- ※ 省令：児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）6条の9
- ※ 告示：児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（昭和63年厚生省告示第163号）
- ※ 各種学校とは、いわば専修学校の小規模なもので、卒業所要授業時間が原則年間680時間以上、生徒数40人未満も可能な学校

5 現行制度下の学生の見込み受験について

前期試験の場合のスケジュール



6 現行制度下の高卒者の受験について

受験申請

受験

合格

○2年以上の実務経験を証明する資料の提出(省令の要件)

○合格レベルに達した場合には正式合格となる。

○受験資格に関する事後的確認は不要

沖縄県の場合

参考様式 本人記入不可

認可外保育施設 勤務証明書

記入例

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名 ○○ ○○

昭和(平成) ○ 年 ○ 月 ○ 日生

2. 設置主体 認可外保育施設設置届に記載されている設置者を記載

3. 運営主体 認可外保育施設設置届に記載されている管理者を記載

4. 届出年月 昭和(平成) 令和 30 年 4 月

5. 認可外保育施設の名称、勤務期間等

・住所 認可外保育施設の住所

・電話番号 認可外保育施設の電話番号

名 称	勤 務 期 間	総勤務時間数
○○保育園	自 昭和(平成) 2 年 4 月	3,220 時間
	至 昭和(平成) 5 年 6 月	
	計 3 年 2 月	

注)裏面の「勤務条件について」を参照してください。

上記の者は、上記の認可外保育施設において児童等の保護または援護に従事していたことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者名 園長名もしくは証明者(事務員等)

証明書作成部署 作 成 部 署 ・ 事 務 室 等

連絡先 法人もしくは園の電話番号

※ 証明書の記載内容確認のため、連絡をする場合があります。

名 称	勤 務 期 間	総勤務時間数
○○保育園	自 (昭・平・令) 2 年 4 月	3,220 時間
	至 (昭・平・令) 5 年 6 月	
	計 3 年 2 月	

注)裏面の「勤務条件について」を参照してください。

上記の者は、上記の認可外保育施設において児童等の保護または援護に従事していたことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者名 園長名もしくは証明者(事務員等)

公印

<裏面注意書きの概要>

- 高卒の場合には2年以上の勤務で総勤務時間数が2,880時間以上を満たすことが必要。(勤務時間は厚労省通知による。)
- 複数施設での勤務の場合は、あわせて勤務期間を満たしている事が必要。証明書を施設ごとに作成してください。

7 現行制度下の受験機会の比較

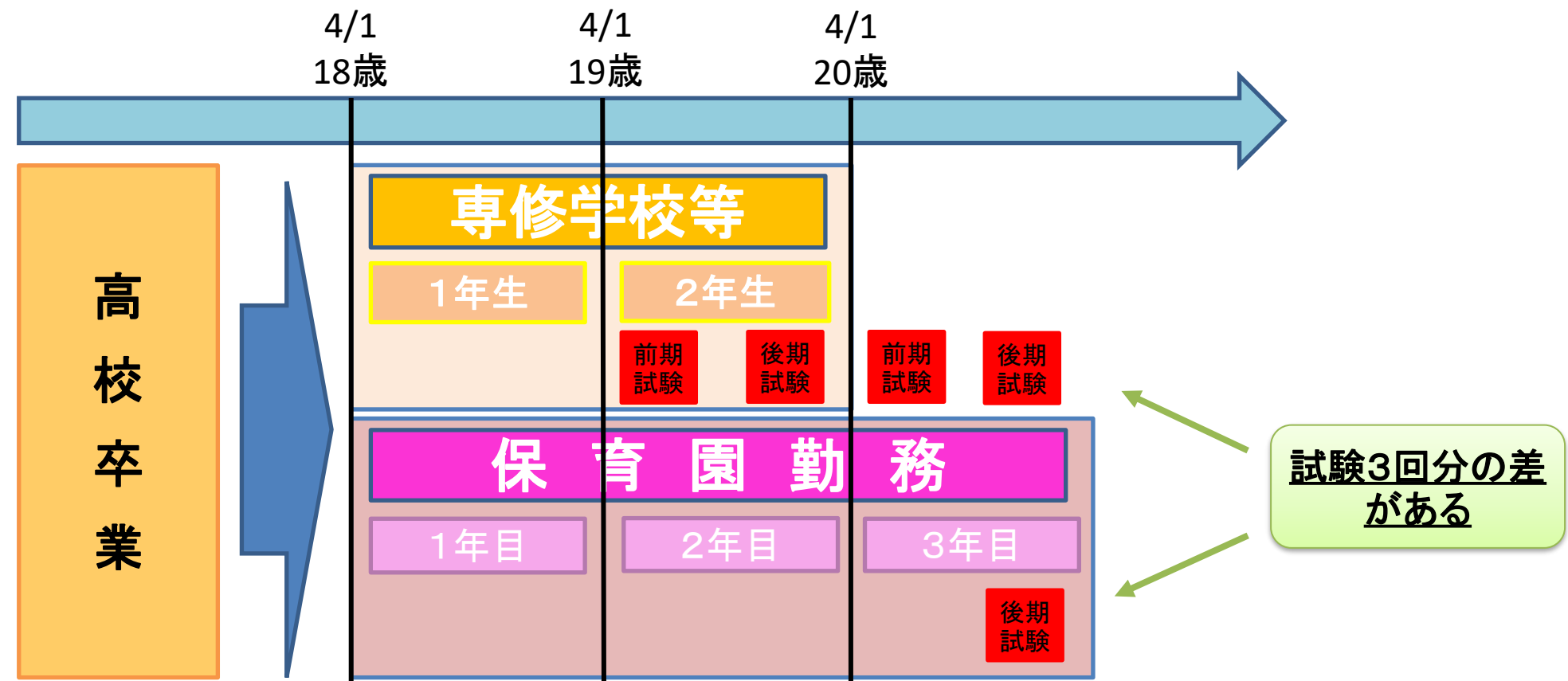
保育士試験のスケジュール

通常試験
年に2回

【前期試験】(1月申請、4月筆記、6月実技)

【後期試験】(7月申請、10月筆記、12月実技)

(なお、特区自治体において通常試験に加えて地域限定保育士試験の導入が可能。今回の特例は、通常試験、地域限定保育士試験に共通の受験資格の緩和となる。)



前期試験については受験申請時期が1月であり、勤務3年目の前期試験では2年分の勤務証明書を提出できないため、勤務3年目の後期試験からしか受験できない。一方、学生は、1年生の1月に在学証明書を提出し2年生の前期試験から受験可能。

Ⅱ 各論 (特例の制度設計の一例について)

1 高卒保育従事者への見込み受験の導入(概要)

受験申請

受験

合格

○ 1年以内に2年・2,880時間勤務を満たす見込みとして一定期間・時間の勤務証明書・在職証明書を提出

○ 合格レベルに達した場合には仮合格となる。

○ 2年・2,880時間の勤務証明書を提出し正式合格となる。

正式合格の要件は
現行制度を維持

特例のポイント

○ 見込みの達成期限については、学校と異なり、4月1日に採用とは限らないため、「1年以内」とする。

○ 見込みの達成内容＝正式合格の要件は、「2年・2,880時間の勤務実績」を維持し、資質低下の懸念はない。

○ 受験申請時に提出する見込み証明書については、1年以内に2年・2,880時間勤務を満たす 見込みがあることを示せる程度の勤務期間・勤務時間の勤務証明書があればよい。(P9・P10)

○ 試験会場の確保、試験費用、仮合格後に受験無効となる者が発生し得ることについて、特段問題がない。

2 こども家庭庁の回答とその考察(概要)

こども家庭庁の回答

①

・児童福祉施設等での実務経験を満たす時期は受験者によって異なるため実務経験の確認事務が煩雑になること

②

に加え、勤務実績を見込む期間が長期にわたる可能性や

③

勤務実態の多様性などの事情により、特に勤務時間の要件を満たす見込みを勤務先の施設が証明することが実務

上困難となる懸念があるなどの理由から、対応は困難である。

④

・なお、高校卒業までに二年以上の実務経験を満たしている場合については、高校卒業後1年目でも保育士試験の受験を可能としている。

考 察

①について
対応可能

<P11>

②について

勤務実績を見込む期間が長期にわたるわけではない

<P8>

③について

証明可能との整理もできる

<P9・P10>

④について

→〔2年・2,880時間〕

高校卒業までに実務経験を満たすことは困難である。今回の特例は、高校卒業までに実務経験がない又は浅い者が大多数であることを想定したものである。

3 こども家庭庁の回答に対する考察(考え方の一例)

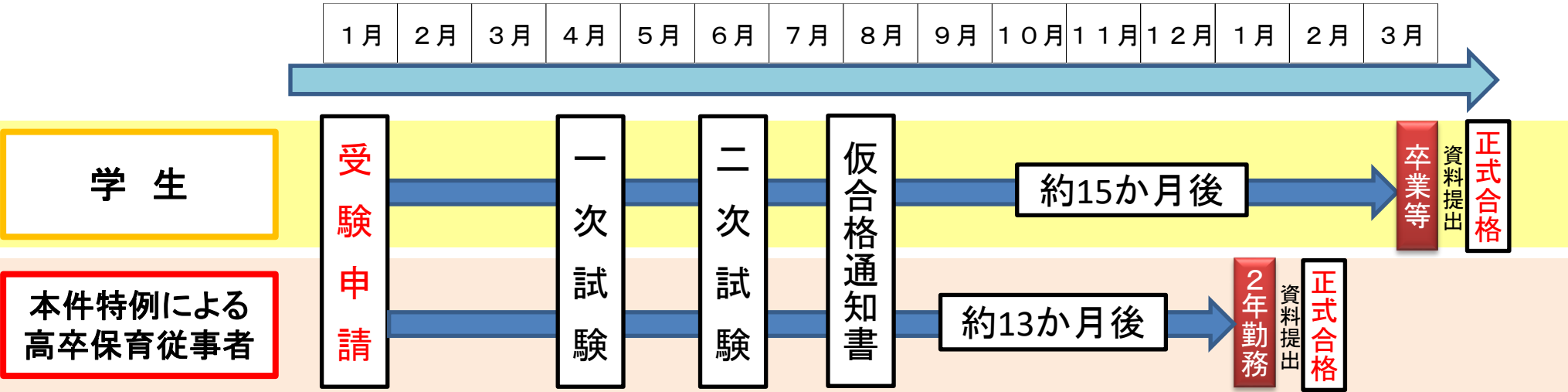
こども家庭庁の回答② 「勤務実績を見込む期間が長期にわたる可能性」について

考察 i 見込む期間は長期にわたるか

○「1年以内に2年・2,880時間勤務を満たす見込み」(P6)とは、1年以内に当該条件を達成することが正式合格の要件(現行制度も同様の整理)ということである。

見込み達成期限は決まっており、長期にはならない

考察 ii “見込む期間”の単純比較(前期試験の場合)



○専修学校等在学者(1年生)は、15か月後に卒業見込みであることを在学証明書で証明

○高卒保育従事者は、13か月後に2年・2,880時間の勤務見込みであることを勤務証明で証明

高卒の方が見込む期間が短い

こども家庭庁の回答③

「勤務実態の多様性などの事情により、特に勤務時間の要件を満たす見込みを勤務先の施設が証明することが実務上困難となる懸念がある」について

考察 i

○見込証明について

見込証明は、見込みがあることを証明するものであり、証明者が見込み事項の達成を約束・担保するものではない。また、必ずしも「見込み証明書」との名称の資料に限られず、2年生の前期試験において「在学証明書」で良いこととされているように、既存の事実関係の証明書であっても見込みの証明といえるものであれば良い。

「見込み」については、法令上、「確実に見込まれる」、「相当程度見込まれる」、単に「見込まれる」といった使い分けがされていることから、「見込まれる」こと自体は単なる可能性を指しているものと考えられる。

(学生の見込み受験を認める本件告示は、単に「見込まれる」と記載し可能性を要求しているものと考えられる。)

本件特例についても、見込み事項の達成の「可能性」が証明できればよいと考える。つまり、受験申請時において、その時点の“勤務実績の証明”により、“一定の期限内に2年・2,880時間の勤務実績を満たす可能性があること”を証明すれば良いということである。

○告示の規定のイメージ

【(現行)大学生の見込受験の規定】

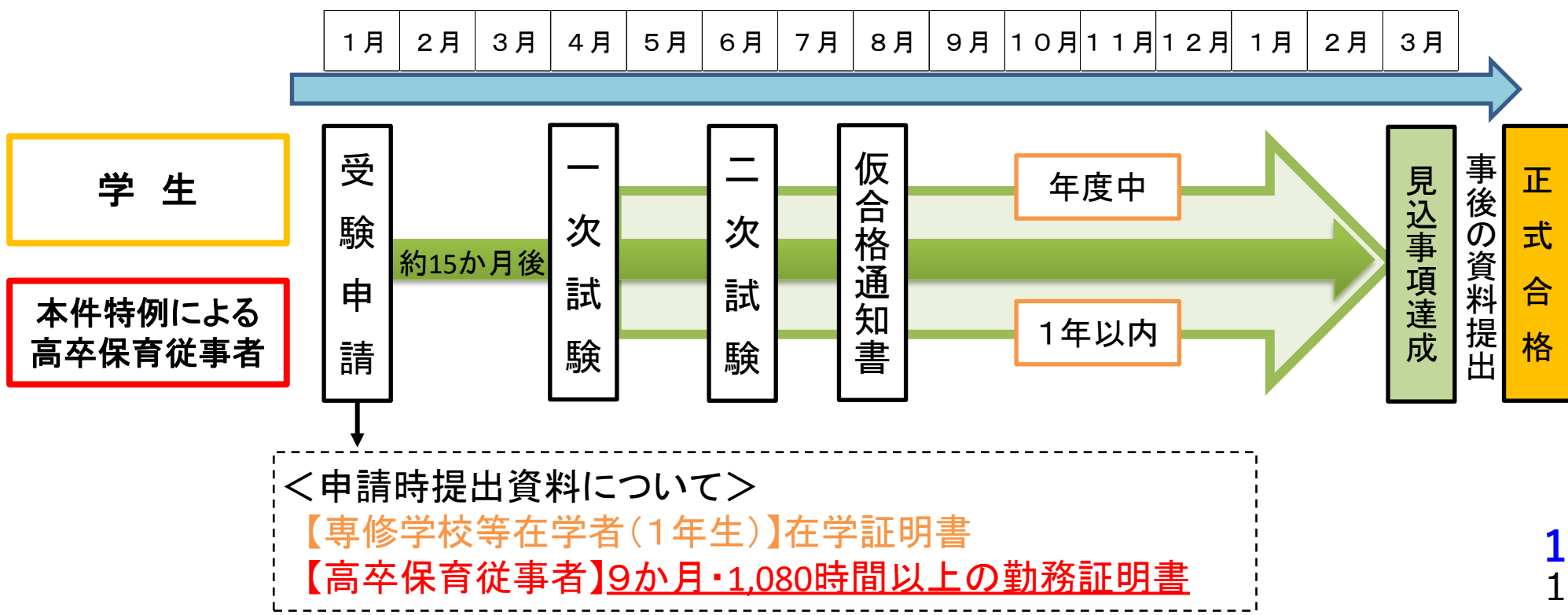
年度中に六十二単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

【(新設)高卒保育従事者の見込受験の規定】

1年以内に2年・2,880時間以上保育施設で従事することが見込まれる者であると当該保育施設の長が認めた者

→ 運用としては、1月の受験申請時に一定の勤務実績に係る“勤務証明書”が提出されればよいこととする。

- ① **現行制度上**、学校については、告示上は「年度中に卒業することが見込まれる者」などとされているが、実際は受験申請時には“来年度中に卒業することが見込まれる”ことを在学証明書で確認している。
→ これは、あくまでも4月の一次試験時を基準に、年度中の達成見込みを判断するものと考えられる。
- ② **本件特例においても**同様に考えると、「**1年以内**」の始期は**4月時点**となり、翌年の4月までに2年2880時間の勤務が見込めることが必要となり、単純に言えば、受験時の4月時点で1年・1440時間の勤務実績があればこれが見込まれることになるから、受験申請の締め切りとなる1月時点では、例えば約3か月・360時間を引いた**9か月・1,080時間分の勤務証明書を提出**させることで良いことになると思われる。これにより、高校卒業後、新卒で4月から保育施設で勤務した者は、翌年の前期試験から受験が可能となる。（受験機会の拡大・平等）



こども家庭庁の回答①

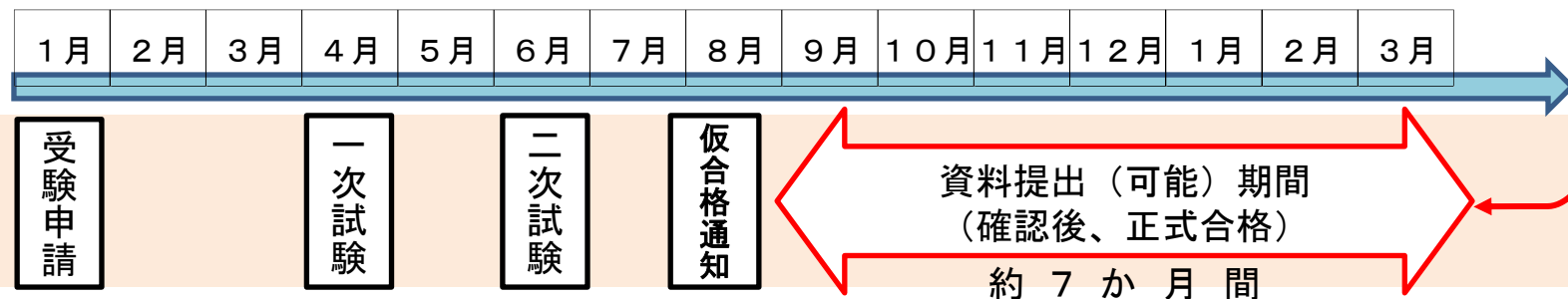
「児童福祉施設等での実務経験を満たす時期は受験者によって異なるため実務経験の確認事務が煩雑になる」について

考 察

確認事務の比較について

	確認のタイミング	確認の内容
現行制度	受験申請時	2年間・2,880時間以上の実務経験があること(受験資格)を証明書で確認
特 例	①受験申請時	見込み受験の要件(例えば9か月・1,080時間以上の実務経験があること)を証明書で確認
	②仮合格後	2年間・2,880時間以上の実務経験があること(正式合格の要件)を証明書で確認

前期試験の場合



本件特例による
高卒保育従事者

○たしかに、仮合格後の確認については、“実務経験を満たす時期が受験者によって異なる”ことから、約7か月という長い期間で証明書が提出される可能性がある。

事務量などを見極めながら、資料の提出期間や確認期間を限定するなどして対応可能な制度設計を検討